破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４号
北海道北見市西三輪２丁目618番地40
債務者　古田　栄子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
埼玉県春日部市西金野井1848番地２
債務者　岩崎　信枝（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
埼玉県春日部市谷原１丁目17番地47　ハイム美登里102
債務者　保科千恵子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
埼玉県春日部市西金野井286番地４　メドゥウエストベル101号
債務者　遠藤　安澄（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
埼玉県三郷市幸房293番地１　ハイラーク三郷207号
債務者　田島　　要（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１７４０号
千葉市若葉区大宮町2331番地２
債務者　川内谷優誠
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２６号
千葉県浦安市猫実４丁目18番43号　Ｅｌｅｕｔｈｅｒａ103
債務者　阿部　道代（旧姓原）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３８号
千葉県船橋市前原東１丁目16番１号　ハイツ津田沼12号
債務者　坪野　　務
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４号
千葉県船橋市咲が丘２丁目38番４号　ベルピア二和向台第１－２－203号
債務者　高橋ゆかり
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７１号
千葉県市川市大和田５丁目10番19号
債務者　千賀　峰生
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７２号
千葉県市川市大和田５丁目10番19号
債務者　千賀　友子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９０号
愛知県刈谷市一里山町家下62番地７　サンハイツミズノ103号
債務者　野田　恵子（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
札幌市白石区本通３丁目北５番１－307号
債務者　青木　　隆
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９１号
札幌市中央区南10条西７丁目１番５－1103号
債務者　浜崎　秀幸
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９２号
札幌市中央区南10条西７丁目１番５－1103号
債務者　浜崎佐智子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２２号
札幌市北区麻生町５丁目８番20－602号
債務者　川嶋　毬子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５３号
札幌市東区伏古10条２丁目７番７号　コーポはづき203号
債務者　藤本　美香（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　札幌地方裁判所民事第４部